

教育学全集

増補版

14



教育と社会



小学館

目次

まえがき

序章 社会機能としての教育……………吉田 昇 一

1 変貌する社会の中の教育……………二
教育と社会の断絶——生産力の発展と教育

2 家庭と企業のもつ教育機能……………六
家庭と社会をつなぐもの——企業と教育関心

3 新たな前進のために……………二
地域社会の崩壊——地域社会の体質改善——青少年集団の重要性——文化団体と労働者組織の役割

第一章 社会単位としての家庭と教育……………笹山 京 三

1 社会単位としての家庭……………二
問題をどうとらえるか——家庭をとらえる四つの視点——労働者の家庭と教育——自営業家庭と教育

2 家庭からみた教育の本態……………三
消費行為としての教育——教育の欲望の波及性——人並みの教育——階層構造の流動と学歴の問題——母子世帯の高進学率——現代教育の弊害

第二章 地域社会の変貌と教育

I 地域社会の変貌

籠山 高志

1 戦後における地域の産業構造と生活水準

教師の地域調査——地域の産業開発——産業構造と高等教育——地域の産業構造と教育との矛盾

2 地域間の人口移動と進学率

人口移動と産業構造——人口流出地域の労働事情——人口流出地域における進学率の上昇——人口流入の原理——深刻な教育問題——人口流入地域の高進学率

3 地域教育計画

割りのよい職業へのあこがれ——割りのよい職業と学校教育——地域を離れゆく高等教育——地域教育計画の課題は何か

II 農村社会と教育

藤岡 貞彦

1 問題状況——過疎・過密下の人間形成

江口江一の死——「山形の子ども」の変化——子どもと地域社会——農村社会と教育の環

2 戦後教育の求めた農村の近代化

3 教育に対する家庭の負担

過重な支出負担の実態——教育費負担の格差——教育費のいよいよ

4 教育における家庭と社会

ひきあわない？大学進学——教育投資論の矛盾——教育に対する社会条件の薄さ——社会と家庭の背反

III 都市社会と教育

園田 恭一

二四

1 都市化の中での教育問題——創造性とコミュニティの喪失——

二四

進学・受験競争——「能力」・「学力」——広がる格差

2 都市社会の構造と都市人の性格

二七

- (1) 都市社会の特質——都市社会の特徴——資本賃労働関係の展開と生産と生活の分離——農村生活と都市生活——都市の社会過程
- (2) 都市の地域構造——資本と人間の集中・集積——都市の地域的分化——経済圏・生産圏・生活圏——メトロポリス、メガロポリス
- (3) 都市の階層構成——都市の地域類型と社会構成——年齢別・産業別構成——階級構成とその変化
- (4) 都市の病理構造——都市人のパーソナリティ——社会秩序や体系の崩壊

3 新しいコミュニティの形成をめがけて

三三

地域生活における共同性の新生——共通の生活手段と地方自治体——教育とコミュニティ——共同性と階級性

地域教育計画の後に——恵那調査のシエマ——『日本の農村と教育』の論理と『村を育てる学力』論——農村青年の共同学習運動

3 構造政策下の農業近代化と青年の教育

一〇一

農地改革の歴史的意義と農業基本問題の登場——農業基本問題の構造政策的解決——農業後継者対策の登場——信濃生産大学の実験——二つの農民大学のゆくへ

4 展望——農業の主体と地域の主体

一〇六

生産の社会化——農業における生産集団の教育的意義——農民と教師

第三章 産業と教育の関係

I 経済思想と教育

松田 智雄

はじめに

経済学・経済思想と類型的人間——経済思想と教育——類型1「ホモ・エコノミクス」——
類型2「ホモ・エティクス」——類型3「ホモ・ラティオナリス」——

1 ホモ・エコノミクス

ジョン・ロックの自由主義——アダム・スミス経済思想の二つの支柱——スミスの道徳情
操論——富への途——徳への途——アダム・スミスとマックス・ウェーバー——教育思想
との関連

2 ホモ・エティクス

ドイツ市民社会の形成——ドイツ旧歴史学派とドイツ観念論——リストの生産力理論——
歴史の世紀と新歴史学派——シュモラーの歴史・倫理学説——中間階層論と類型的人間
「ホモ・エティクス」——

3 結び——ホモ・ラティオナリス

近代経済学と人間的前提——ホモ・ラティオナリス

II 教育と労働市場

氏原 正治郎

主題への接近の方法

1 新規学卒者の労働市場に及ぼした影響

新規学卒者の激増——若年労働力の大量移動——低賃金・高生産性の労働力——職業安定
法の改正と労働条件の平準化

2 技術革新に適應する労働力

進学率の上昇と中卒労働力の不足——労働の質の変化——中卒から高卒へ	二七
3 職業構成の変化	二七
職業構造の変化——ホワイトカラー労働者の増大——ホワイトカラー労働者の階層分化——ホワイトカラー労働者の女性化——職業格差の解消	
4 小企業の果たした役割とその変容	二七
小企業の果たした役割——零細企業の減少——零細企業残存の道	
5 女子労働と中・高年労働者	一八〇
女子労働力の問題——中・高年労働者の問題	
結 語	一八五

III 産学提携と技術教育

原 正 敏 一八六

1 「産学提携問題」の生成	一八六
産学協同の発端——歴史的産学提携——歴史的産学提携の問題点	
2 企業内訓練の沿革と現状	一九二
近代産業の移植と技術伝習——重工業の発展と職工養成——職長教育と見習工教育——戦時下の技能者養成——戦後の職業訓練——企業内訓練の現状と問題	
3 産学提携の実態	二〇三
「連携法」の成立——「連携法」以前の提携——産学提携の形態——連携制度の拡大——産学提携の課題	

IV 消費と教育

関 谷 耕 一 二三五

1 いわゆる「消費」と資本制生産	二三五
生産的消費——個人的消費——生産手段の生産と消費手段の生産——消費手段の分配——	

	産業予備軍	
2	消費と労働力の再生産	三九
	消費による消費者の生産——労働力の価値——労働時間の二つの限界——労働力の所有者と消費との関連——労働力の再生産と精神的・文化的欲望	
3	生産と消費の関連	三三
	消費と生産——生産と消費——消費行為と生産行為——消費の相対的独自性——生産と消費の要約	
4	消費生活の諸法則	三七
	エンゲルの思想——エンゲル法則——エンゲルの消費に関する諸命題	
5	わが国における消費生活の検討	三四
	最初の全国家計調査——一九三五年と一九四〇年の家計調査	
6	今日の消費生活と教育	四五
	生活構造論——消費生活の変化——消費生活の変化の要因——産業構造の変化と教育——消費と教育の役割	
第四章 社会的集団と教育		
I	青少年集団と教育	三五
	宮坂 広作	
1	地域青少年団体の性格——青年団を中心に——	三五
	青少年団体の教育的機能——地域団体の長所と欠陥——青年団運動の実績——危機の中で模索する青年団	
2	地域青少年団体の問題	三九
	地域子ども会の実態——指導方針の問題——指導内容の問題——目的的少年団体の場合	

		—— 権利意識を育てる子ども会	
		地域青年団体の問題	二五
		地域青年団の凋落——青年の意識Ⅱ要求——素朴な結合要求の根強さ——レクリエーシ ョンと権利意識——青年団の学習活動	
Ⅱ 文化的宗教的集団と教育		飯坂良明	三七
1	文化的宗教的集団と個人		三七
	(1) 文化・宗教・教育——文化——宗教——教育		
	(2) 文化的宗教的集団——文化的集団——宗教的集団		
	(3) 第一次集団における社会化——社会化——宗教的集団と社会化——対面接触——我 と汝		
2	文化的宗教的集団と社会		三八
	(1) 文化的宗教的集団の社会的機能——文化的宗教的集団の特質——シンボル圏——政 治的機能——脱政治化の傾向		
	(2) ケース・スタディ——アメリカ社会における宗教の機能——ソビエト・ロシアの社 会と宗教集団——宗教的集団の評価		
3	宗教教育の諸問題		三八
	教育をめぐる宗教と国家の問題——宗教教育の意味——法律による規制——アメリカの 場合——ドイツの場合		
Ⅲ 労働運動と教育		田沼肇	二九
		論点の限定	二九
1	労働運動における教育活動		二九

労働者教育の定義——労働運動における教育活動の特質——労働運動における教育活動の歴史——第二次大戦直後の教育活動——労働運動における教育活動の現状

2 労働運動と職業技術

三〇二

職業技術に対する要求——職業訓練についての要求綱領——職業訓練の歴史的 성격——職業訓練法制定と労働組合の立場——企業内教育をめぐる労資の対立——企業内職業訓練との取り組みの困難性——企業内職業訓練に対する基本方針——公共職業訓練と労働組合

終章 政治社会と教育の立場

福田 敏一

三三

1 問題への手がかり

三四

ユートピア思想と教育——二つの着眼点

2 社会・権力・教育

三六

政治社会の人的再生産——教育と権力・その二面性

3 権力の集中と学校教育

三九

「政治教育」の要求と充足——教育の多元的分散——権力の集中と学校教育の制度化

4 公教育と自由主義国家

三三

公教育の思想——自由主義とその制度化

5 現代国家と教育の領域

三六

工業化と学校教育——現代国家と権力の肥大——問題の二つの要素

6 わが国の場合

三九

明治国家と教育の特質——戦後サイクルとその帰結

7	教育像の組みかえのために……………	三二
	国家像の組みかえ——専門職業としての教師——学校教育の責任範囲——親と教師の問題……………	

〔年表〕	戦後労働力政策と教育……………	三四三
------	-----------------	-----

補説（別刷）	学習機会の多様化と教育の課題……………二	市民運動と社会教育……………八	住民の生活要求……………
	と教育……………一三	年表（一九六九年）……………一八	

Ⅲ 労働運動と教育

【論点の限定】「労働運動と教育」というテーマには、大きく分けて二つの論点が含まれている。第一は、労働運動が学校教育・社会教育に対して、どのような要求を提起し、運動を展開してきたか、しているか、すべきか、という論点である。第二は、労働運動における教育活動が、どのように組織されてきたか、されているか、されるべきか、という論点である。

第一の論点については、わが国の場合、日本教職員組合の教育研究活動を中心に、かなり豊富な経験があり、理論的な究明も深められてきた。これは、国際的にみても稀有な、先進的な例といつてよいだろう。

もちろん、日教組だけでなく、わが国の労働運動全体が、学校教育・社会教育の分野における政策の展開に対し、自己の要求を対置させ、国民教育運動の中でどのような役割を果たしてきたかという問題については、なお検討が必要であろう。特に、教職員組合以外の労働組合運動の実際について、客観的な評価を試みていかなければならない。しかし、この面についても、たとえば一九五〇年代後半のいわゆる「勤評闘争」をめぐる、すでに若干の分析が行なわれている。^{*1}

そこで、ページ数の限られている本稿で扱う範囲は、さしあたり、まだ研究が多いとはいえない第二の論点にしばらくとが妥当であろう。

*1 拙著『安保条約と日本の大衆運動』一九六八年、汐文社、参照。

1 労働運動における教育活動

【労働者教育の定義】 まず、労働運動における教育活動と、労働者教育一般とは、どんな関係に位置づけられるかを考えておく必要がある。しかし、労働者教育という言葉の定義自体が、必ずしも明確ではない。労働者教育運動、労働者学習運動、労働組合員教育、職業訓練、企業内教育など、また労働学校、労働講座、職場サークル、社立学校、公共職業訓練所など、形態も実にさまざまで、広範囲にわたっている。

ふつう労働者教育という場合、賃金労働者を対象とするあらゆる教育活動を含んでいるようであり、それは社会教育の一分野としても考えられてきた。竹内真一は、労働者教育を、教育主体別に、次の三つに分類する（講座『教育』第三巻二七四ページ、一九五九年、青木書店）。

- (1) 労働組合、労働者教育協会、サークルなどを主体とする独立労働者教育。
 - (2) 経営企業体とそれが維持する日本生産性本部、産業訓練協会などを主体として、経営者側の行なう産業教育訓練。
 - (3) 文部省、労働省、地方自治体の労働主務部局や、日本労働協会などの行政機関や半官半民団体の行なう労働者教育。
- この分類において、「独立労働者教育」と後二者の間には、本質的な違いが存在する。「独立労働者教育」は、労働者自身が、その立場から、自己の解放を目ざす運動の一環として行なうものであり、社会教育の一分野というより、実際は労働運動の領域に属する。これに比べて後二者は、資本のイニシアチブのもとで、現体制を維持しようとするところに根本的な性格がある。

ILOは、労働者教育について、次のように定義している。すなわち、「労働者にたいして、かれらがその能力を十分に發揮するよう援助し、かれらが労働組合ならびにこれに関連する諸機能をいっそう適切に遂行し、かつ現代社会の経済

ならびに社会生活にいつそう有効に参加するのに役だつ教養をあたえようとするすべての教育活動である」と。そして、成人教育は「成人」を個人として教育し、かれらの個人的能力の育成を目的とするが、労働者教育は、労働組合の構成員としての教育に重点がおかれるところに区別があるとする。しかし、労働者教育は、いうまでもなく労働者個人の教育を無視できないし、成人教育も、現代のように「成人」の過半数を労働者が占める条件のもとでは、もちろん労働者の問題を扱わざるをえない。したがって、ILOの定義のような「労働者教育」ならば、現代では、成人教育という言葉におきかえてもいっこうさしつかえないであろう。^{*1}やはり、労働者教育、特に本稿のテーマに即していえば「独立労働者教育」を、社会教育ないし成人教育と本質的に違うものとしてとらえることが重要なのである。

一般に社会教育は、産業革命を契機として登場してきたものであり、それは、資本の要求にこたえ、労働運動における教育活動に対応する性格をもっている。「独立労働者教育」は、歴史的にみても、社会教育とは異なる次元で発展しており、労働運動における教育活動を社会教育の一分野とみなすことはできない。

*1 神田芳晃「労働者教育論序説」(『労働・生活・学習』一九六八年第一号)。

【労働運動における教育活動の特質】 労働運動における教育活動の発展は、実質上、労働運動その他の社会運動の水準と密接な関係にあり、これの発展は、労働者としての階級性を帯びたものにならざるをえない。したがって、社会教育が、資本と国家の容認のもとに発展してきたのに比べ、労働運動における教育活動は、労働運動自体がそうであるように、本質的には、圧迫を受け抑圧されなければならないものである。「独立労働者教育」は、反資本の、権力から独立した教育運動であり、労働者みずからが階級的自覚を高めようとするものである。最近では、「職場をかえていくことができるような労働者」を育てるのがその目的だとも規定されており、日本の労働運動の現状を反映した表現といふべきであろう(一九六八年三月に開かれた労働者教育協会第一一回総会の分科会報告、『学習運動』一九六八年四月号)。

労働運動における教育活動は、労働者政党、労働組合、労働者を構成員とするその他の団体、サークルなどが主体となっている。これらの中で、わが国の場合なども、労働者政党の教育活動が、かなりの影響力をもってきていることに注目しなければならない。たとえば共産党が、党内に講師資格試験制度を設け、党員の独習を重視するというような積極的方針をとっていることは、労働運動における教育活動全体に一定の影響を及ぼしていくだろう。しかし、さらに大衆的には、労働組合の教育活動と職場サークル運動が重要である。

労働運動における教育活動は、労働者の生活の現実が、労働者自身に対して学習の必要性を痛感させ、問題を自覚させることと結びついた、労働者の自己教育でなければならない。同時に、このような自覚を麻痺させようとする教育、特に公教育の反動化ならびに企業内教育と鋭く対立する。

現在、労働者の間には、二重就職、三重就職が広がってきており、それほどでない職場でも残業が多く、あるいは労働の強度が増大してきている。しかも、「職場の雰囲気が悪くて、おもしろくない」という不満をいだいている労働者がきわめて多い。そして、新聞の求人広告欄ばかり読みあさっている労働者も目だち、朝の挨拶が、男だったら「なにかいい話はないかね」、女だったら「どこかいいとこないかしら」といったぐあい慣習化してきた。現代の労働運動が教育の問題を取り上げていくということは、このような孤立感、劣等感、虚無感に悩んでいる労働者を団結させていく必要と結びついている。

【労働運動における教育活動の歴史】 日本の労働運動における教育活動の歴史は、すでに日清戦争後の近代的労働運動の誕生とともに、労働組合期成会を中心とする片山潜らの活動の中で幕を開いている。しかし、それが本格的な展開をみるのは、やはり第一次世界大戦後の時期である。大正末期から昭和初期に、労働学校やプロレタリア文化運動という形態をもって推進された「独立労働者教育」は、鋭い階級的教育運動の先駆であった。

東京・大阪をはじめ各地で開かれた労働学校は、当時の労働運動の活動家を数多く育て、送り出すのに重要な役割を果たした。^{*1} 労働組合の援助のもとに、今日とは比べものにならないほどの困難を克服して組織されたこれら常設・定期の労働学校の意義は、わが国の労働運動史上、大いに注目されなければならない。

しかし、大正末期の労働学校は、新人会など進歩的な思想をもつ学生の協力を得て、教育方法にも若干の新しい工夫をこらしたりしたもの、まだ手さぐりの状態で、ともすれば教育内容が労働者の生活や運動の経験と有機的な結びつきを欠く傾向が現われた。このような労働学校の活動の反省に基づいて作成されたのが、一九二五年に結成された日本労働組合評議會の教育方針である。^{*2}

日本労働組合評議會の教育方針は、「無産階級意識を助成せしむるための階級教育」を「根本精神」としており、理論と行動の統一を原則とし、わが国ではじめて労働組合員教育の構想を体系化した画期的なものである。このような方針は、渡辺政之輔らを中心に確立されていたが、教育活動のための組織と内容を、労働者の運動経験と知識水準に応じて分化させ、職場と生活の実態認識から労働運動の本質理解へと高める方法で、一般組合員・活動家・指導者の教育について、それぞれ具体的な規定を与えている。そして、「理論闘争」の「戦場」には、「組合の茶話会、座談会はもとより、各段階の委員会、大会、総会等があますところなく利用せられた」のであった（谷口善太郎『日本労働組合評議會史』青木文庫版、二八四ページ）。

かくして、日本労働組合評議會の教育方針と、それに基づく活動は、学校教育の意義を軽視する傾向を含んでいた、福本イズムの台頭に伴う理論闘争のために正常な発展を妨げられたりしたが、今日の労働運動における教育活動にとって、なお貴重な教訓と示唆に富んでいるというべきであろう。

労働学校や労働組合における教育活動は、一九二八年の三・一五事件以後、労働運動に対するあいつぐ弾圧によってい

っそう困難な状態に追い込まれていくが、そうした情勢の中で、日本プロレタリア文化連盟を中心とするサークル活動が、一九三一年から本格的に展開される。当時の運動の重要な意義は、自然発生的な学習文化活動の場であるサークルを、階級闘争の組織的一環として目的意識的にとらえ、それを系統的に推進する糸口を開いたところにあった。しかし、このような方針に基づいて組織されようとしたサークル活動も、中国への侵略拡大に伴う激しい弾圧のため、大衆的な広がりをもつことができないままついでにしまったのである。

*1 森戸辰男「我が国における労働者教育について」(『月刊大原社会問題研究所雑誌』第一卷二・四号)。

*2 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働組合評議会資料』参照。

【第二次大戦直後の教育活動】 第二次世界大戦後、労働組合による教育活動は、一九四七年から一九四八年前半にかけ、労働講座の形態を中心としてかなり活発に組織され、一九四八年には全日本産業別労働組合会議と中立系労働組合によって教育協議会が結成され、その主催する労働学校も開かれた。^{*1}

一九四七年、いわゆる二・一ゼネスト後における産別会議の「自己批判」には、教育活動軽視の反省が現われている。しかし、それはアメリカ占領軍による「民主的」労働者教育の本質をえぐりだし、これとたたかう方向での問題提起ではなかった。時期によって若干の違いはあるが、朝鮮戦争までの産別会議の教育活動を貫いた実際の方針は、そのときどきの経済闘争を、「青年行動隊」や「文化工作隊」のはたらきかけで政治闘争へ高めるといふ性格に強く傾斜していた。

二・一ゼネスト禁止による労働運動の転換期を迎えたとき、日本民主主義文化連盟は、職場サークル活動に力をいれはじめた。そして、一九四七年から一九四八年初頭にかけ、各地にジャンル別のサークル協議会が結成され、また各産業部門ごとに、いろいろな形態をもつサークル協議会が、労働組合の指導と援助を得て結成されたのである。このような職場サークル活動は、一九四八年中期中に最も広がりをもせた。

しかし、やがてアメリカ占領軍は、職場サークル活動にまで圧力を加えはじめた。また、資本の圧迫が、サークルを職場の施設から締め出すというような方法でしだいに強められ、さらに、極端な低賃金を補う残業の増加によって余暇時間が失われていくにつれ、職場サークル活動もいきづまりの傾向を示しはじめた。特に、一九四九年から一九五〇年初頭にかけ、「企業整備」と「行政整理」という名目で行なわれた大量解雇は、多くのサークル活動家を職場から追い出し、職場サークル活動に重大な打撃を加えた。さらに、一九五〇年後半のレッドパージは、従来の形態での職場サークル活動の後退を決定的なものにし、労働組合が分裂させられたこととあいまって、労働運動における教育活動は、朝鮮戦争下の三年近い沈滞期を迎えることになったのである。

産別会議を中心とする労働組合の教育活動が後退したあとをうけて、一九五二年から一九五四年にかけての時期は、労働運動における教育活動の新しい転換期であったといえる。この時期、労働運動の活動家の間では、「大衆路線」と「統一行動」が合言葉となり、その思想と活動スタイルは、労働運動における教育活動の旗じるしでもあった。今日の労働運動における教育活動の性格と主要な形態は、この時期に多く芽ばえている。一九五二年には東京に労働者教育協会が、一九五三年には関西労働者教育協会が設立された。

自由で徹底した職場討議の保障こそ、労働者教育の大衆的土台であること、労働組合による教育活動の成否は、職場活動家の育成にかかっていること、職場サークルは、労働者の自主的な学習集団として、労働者教育の重要な一環を形成すべきことなどが、一九五〇年代を通して原則的に明確にされてきた。^{*2}

*1 竹内真一は、一九四七～八年の時期に、産別会議や中立系労働組合の維持する常設・定期的労働学校はついに設立をみることなく、「その点では教育内容はともあれ総同盟の方がむしろ熱心であった」と書いているが（講座『教育』第三巻 二七七ページ）、必ずしも正確ではない。たとえば、『全商工二〇年史』（一九六八年、労働旬報社刊）は、商工省＝現在の通商産業省の労働組合が経営した「全商工専門学校」について、次のように述べている。――「昭和二二年四月一日、全商工専門学校が開校しました。〔組合は〕民主化闘争の一定の

前進のうえにたつて、若い組合員の向学心にこたえ、三年制の本格的な専門学校教育の事業を開始したのです。……団体交渉によって卒業生は省内では専門学校卒業者と同等に取扱うべきことを確認させましたので、第一期生には二二〇名が入学しました。……しかし労働組合活動にたいする弾圧やしめつけが強まるなかで、応募者も減少し（三年五四名、二年一〇名、運営も困難をきわめ……二五年秋のレッドバージを契機に廃校のやむなきにいたりました。この専門学校は、直接、労働組合の活動家の養成を目的とした労働学校ではありませんでしたが、学生のなかから多くの活動家が育っていったことはいうまでもありません）（七二ページ）。

*2 花香実「戦後労働者教育運動史」（『国民教育研究所論稿』第九集、一九六七年）参照。

【労働運動における教育活動の現状】 今日、労働運動、平和運動をはじめとする大衆運動の一環として、労働者の教育活動が、特別に重要な意味をもってきたことは明らかである。日本の現状は、発達したジャーナリズムと学校制度によって、資本主義的な思想が、きわめて多面的、系統的、日常的に普及されている。したがって、この状況との対決を回避して、労働運動の前進はありえない。さらに、かかる事情のもとで展開されている労働者の教育活動は、労働者の思想変革を課題とせざるをえない必然性をもつ。

日本では、労働運動における教育活動が、一九六〇年の「安保闘争」以後、新しい高揚を示している。それは、特に未組織労働者、年少労働者、在村労働者の間に広がりをもてきた。たとえば、労働者教育協会が、一九六八年に開設した「勤労者通信大学」は、未組織労働者がその重要な対象の一つとなっているものと思われるが、学生数は募集目標五〇〇〇名の二倍強に達し、二〇歳台前半が学生総数の過半を占めている。

大企業の労働組合による教育活動は、「安保闘争」以後、特に内容的な発展があったとは、必ずしもいえない。^{*1}

労働組合による教育活動の主要な形態は、今日なお労働講座であるが、その内容にみられる特徴は、賃金・諸権利など労働組合運動の基本問題と時事問題の重視、文化問題への強い関心という積極面に対して、全体としては企業別組織の枠に閉じこめられがちという弱点があり、これは、依然として労働組合の教育活動への取り組みが自然成長的であるということと密接な関連をもっている。

本来、労働組合の教育活動において、最も重要なのは、教育活動の目的に関する問題である。明確な目的に貫かれることなくしては、教育活動の形態、内容、方法についての創意も發揮できず、マンネリズムに墮さざるをえない。労働組合による教育活動の多くが、そのときどきの闘争に従属した、狭い意味の実用主義的な傾向へ陥りがちな原因の一つは、教育活動の目的についての方針の不明確さにあるといえる。^{*2}

また、教育活動の対象別編成の問題も重要である。一般に労働組合は運動経験や意識水準の異なる多様な層の労働者から構成されている以上、教育活動が不特定層の組合員を対象に、画一的な内容で組織されることは、現実にそぐわない。そして、この点は、従業員一括加盟の方式から出発した戦後日本の労働組合にとって特に重大である。したがって、労働組合による教育活動は、労働者のさまざまな学習要求を基準にして教育対象を分化し、立体的な構造をとって組織される必要がある。^{*2}

最近、労働者の間に、『資本論』を本格的に学ぼうという機運が、かなり広く生まれてきたといわれる『経済』資本論刊行一〇〇年記念特集号。本格的にとは、さしあたって『資本論』そのものを初めから終わりまで読破するというほどの意味であろうが、それは、日本の労働者の中に、かつてない理論的な要求と力をそなえる人びとが出現してきたことを示す、とみてよいだろう。この事実は、今や日本の労働運動が、社会を前進的に動かす現実の勢力となっていくために、新しい理論的な力量を要求するような、発展の一段階に到達したことの現われである。

*1 最近『日本労働協会雑誌』が、「労働組合教育活動の進展」を連載しており、一九六八年七月号に鉄鋼労連、八月号に全電通、九月号に動力車労組の場合が紹介されている。なお、「鉄鋼労連教育方針への提言」（一九六六年八月号）など参照。

*2 第二次大戦後、はつきり常設・定期の労働学校として存続してきたものとしては、中央労働学園（東京都港区南麻布二丁目）がある。

2 労働運動と職業技術

【職業技術に対する要求】 今日でも、個別企業においては、労働者が定時制高校や夜間大学へ通学することが必ずしも奨励されていないばかりか、一般に、就職後の学歴も企業内資格として認められていない。したがって、労働者にとっては、企業内において、もっぱら企業目的に従属して行なわれる企業内教育が、決定的に重大な意味をもっているのである。それにもかかわらず、わが国の労働組合においては、企業内教育について関心が著しく稀薄であるか、さもなければ、関心をもつていてもノータッチをたてまゑとしている例が少なくない。^{*1}

資本主義のもとで労働者は、特に、まともな職業技術を身につけたいという要求をもっている。なぜなら、第一に、かれらは賃労働で生活をたてているわけだが、そこでは技能の水準と熟練の程度が重要な意味をもつからである。第二に、技術が急速な発展をとげている段階で、労働者は職業技術を学び、自分の従事する職業に必要な新しい知識を身につけることを通して、技術の大幅な採用に対応していかなければならないからである。第三に、高度に発達した資本主義は、一面で労働者に多くの苦痛をもたらすが、同時に、労働者こそが人間として完全な発達を上げることができるといふ可能性を認識させる条件をつくりだしており、正しく職業技術を学ぶことは、その可能性を現実性へ転化していく具体的な一つの糸口となりうる展望が開けてきたからである。

このような観点にたつならば、職業技術を学ぶことは、労働者の基本的権利の一つである。すでに、第一回世界青年労働者会議（一九五八年）が採択した「青年労働者の要求綱領」も、「現代の要求をみたすにたる職業教育をうける権利」と規定している。もちろん、いっそう具体的に考えるなら、たとえば高年齢者の場合には、職業訓練を受ける権利とともに、それを受けないでも生活を保障される権利が、労働組合の側から合わせて主張されなければならない。

では、職業訓練一般に対してではなく、企業内職業訓練に限定していえば、どうみるべきか。国際労働運動の間では、特に第二回世界教員会議（一九五七年）が強調したとおり、原則的な立場として、企業目的にのみ従属する企業内職業訓練を廃止し、一般教養水準と調和のとれた職業訓練を公教育の枠内で行なうべきである、という方針が掲げられてきた。ただし、この「企業内職業訓練の廃止」という方針も、就職したばかりの労働者の見習期間が不必要なことを意味するものではないし、特定の職種に必要な特定の知識や、これを活用するための実習が、公教育の枠内の問題にならないのは当然である。

また、アメリカのように、高校卒労働者に対して企業内職業訓練が行なわれているのと異なり、わが国においては、まだ主として中学卒労働者に対してそれが行なわれている。したがって、「企業内職業訓練の廃止」という原則が、この果たすべき本来の目的を逸脱して公教育の複線化を推進する理由に転化され、後期中等教育の全般的な充実と逆行して学校教育の発展が阻害されることにならないよう、留意する必要がある。^{*2}「こんにちの勤労青年教育問題は、単に学卒後労働に従事している青年層を対象とする局部的な問題にとどまらず、すでに工業化が戦後の六・三制を基軸とする教育体系全体におよぼしたインパクトを背景とし、その不可分の一環としてあらわれているのである」（平野秀秋ほか「青年労働者の教育——T社の企業内教育を中心にして」『社会教育研究』第六号）。

*1 佐々木亨によれば、労働組合が職業訓練問題に対する関心を失うことは、「運動のなかに否定的な結果をもたらすのではないかという危惧の念をいださせる」（『職業訓練をめぐる諸問題』専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第一号）。

*2 拙稿「学校教育と職業訓練——その統一の前提と可能性」（『教育評論』一九六〇年七月号）参照。

【職業訓練についての要求綱領】 職業訓練政策に対する労働運動の側からの批判、職業訓練に対して労働者をもつ要求の性格と内容、その要求を実現していくための戦術上の展望などについて、基本的な問題点は、日本労働組合総評議会と中

立労働組合連絡会議が共催した第二回職業教育研究集会（一九六一年）と、同年に開かれた第三回日本青年労働者研究集会とが、それぞれの討論のまとめという形式で作成した「要求綱領」の中に盛り込まれている。もちろん、この二つの文書は、わが国で最初のものであり、それらが提起している原則上の問題についてさえ相互に矛盾する面を含む、という弱点もある。しかし、いずれも、当時のいわゆる「構造改革」論をめぐる論議の中で、目的意識をもって作成されたところに意義があるといつてよいだろう。^{*1}

ところで、第二回職業教育研究集会における討論のまとめは、「労働者が、技術革新、産業技術の高度化にともなつて、それにふさわしい労働の内容、労働の条件、労働者生活を要求すること、その社会的権利として確保するために、労働組合は、技術・技能を身につけたいという労働者の要求を積極的に支持」すること、そして、「労働者全体の雇用・労働条件の拡大向上をもたらし、教育の機会均等の原則にたつておこなうべきもの」であることを強調したうえで、日本国憲法第二十六条および第二十七条に基づき、「すべての労働者は、年齢・性別にかかわらず、公共的な職業技術教育を受ける権利があり、国はこれを保障しなければならない」と確認した。

また、第三回日本青年労働者研究集会における討論のまとめは、やはりその根本原則を確認し、さらに、第一「職業技術教育の諸費用、教育中の生活費用は、労働者に負担をかけることなく、原則的には国家がそれを全面的に負担しなければならない」こと、第二「職業技術教育の内容は、体系的で完全な基礎教育をふくみ、現代の技術進歩に対応するものであり、同時に社会についての認識をたかめさせるものでなければならないこと」、という基本的態度を示した。

*1 第六回世界労働組合大会（一九六五年一〇月）が採択した「教育に関する決議」は、「構造改革」論の立場にたつた典型的な方針の一つである。なお、この大会の決議に基づいて開かれた「職業訓練に関する世界労働組合会議」（一九六八年二月）は、「職業訓練憲章」を採択した。総評は、憲章の継続審議を要請したが、その事情については、『世界労働組合運動』一九六八年四月号参照。

【職業訓練の歴史的性格】 日中戦争前までのわが国における職業訓練は、中小企業における徒弟的な技能伝習に、ほとん

ど依存せざるをえなかった。戦前のわが国における労働組合運動は、今日よりいっそう大企業中心であったから、これら中小企業の職業訓練問題が、運動の中で関心をはらわれるような条件はほとんどなかったのである。それでも、一九三〇年代には経済の軍事化に伴って、大企業における基幹工・多能工の需要が増大し、結局、国家総動員法に基づく工場事業場技能者養成令（一九三九年）が制定された。この工場事業場技能者養成令は、厚生大臣が事業ごとに定めた比率を当該事業場の労働者数に乗じて得た員数について養成を行なうことを義務づけ、その命令を受けた工場・事業場に対しては、国から補助金を交付するなどの措置を講じたものである。それは、直接には軍事的目的にそうものであったが、また結果的には、労働運動が壊滅している状況の中で、現在までひきつづく企業内職業訓練の土台を築くことにもなった。

第二次大戦の終結直後、アメリカ軍占領下の企業内職業訓練に関する政策は、さしあたり労働基準法に基づいてすすめられた。この一九四七年に制定された労働基準法においては、第七章「技能者の養成」の第六十九条が中心規定であり、養成工保護の観点にたっている。そして労働基準法に基づく技能者養成規定の適用職種は、「輸出産業の振興」に見込みがあると考えられる中小企業向きの工芸関係職種に限られていた。ところが、一九五一〜二年ごろから、大企業でも、この技能者養成規程の適用を受けて、職業訓練を行なおうとする動きが活発になってきたのである。それは、ちょうどこのころから、外国技術の導入による大企業の設備更新が開始され、敗戦時の中断を補う意味で技能労働者の確保がさしめされた課題になったからでもあるが、直接的には、技能者養成規定の適用を受ければ、該当職種に関するかぎり、労働基準法に定められた条項、特に「危険有害業務への就業制限」が実質的に緩和されるためであった。

養成工保護の観点にたつ労働基準法に基づいて展開された職業訓練も、資本のイニシャチブによるものであったことに注意しなければならないが、さらに独占の復活に伴って、資本の立場から、労働基準法運用の手直しだけでは十分なことが痛感されはじめたのである。そのような要求にこたえて登場したのが、一九五八年制定の職業訓練法であった。^{*1}

* 1 一九六八年七月、中央職業訓練審議会が答申を行ない、職業訓練法改正が日程にのぼってきている。これに対する労働組合側の批判には、たとえば全国総合職業訓練所職員組合「労働省職業訓練局の労働大臣の諮問に関し検討すべき事項案」に対する私たちの基本的考え方がある。

【職業訓練法制定と労働組合の立場】 日本経営者団体連盟は、一九五六年に「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を政府へ提出している。日経連は、その「意見」の中で、「現行の労働基準法による技能者養成制度は、監督行政の見地に立つて制定され、画一的な拘束が存するため、……今後産業の要請に合致した量と質の基幹工員を養成するには、この制度を積極的に助長する建前の単行法の制定されることが急務である」と主張した。その後の事態の推移は、ほぼ日経連が要求したとおりの筋道で着々と進展してきたといっても過言ではなからう。

第二回職業教育研究会における討論のまとめは、職業訓練法制定の背景を、労働組合運動の見地から、次のように指摘した。——「国際的・国内的競争がますます激しくなるなかで、政府・独占資本は、機械化や技術革新をおこない、労働者階級にたいしては、合理化攻勢によって、そのしわよせをもたらしている。それと同時に、新しい機械や装置を動かしていくためには、資本の側としても、一定の職業訓練をおこなわざるをえなくなっている」と。また、第三回日本青年労働者研究会で職業訓練問題を扱った分科会のためは、「日本における職業技術教育の現状は、新安保体制のもとで高度経済成長政策」と、所得倍增計画によって、企業内では資本の企業目的に隷属させられ、企業外では国家の責任がまったく放棄されている」と批判した。

職業訓練法は、労働基準法の養成工保護の観点とは別に、企業内で技能労働者を養成する「認定職業訓練」についての積極の規定が盛り込まれており、企業内職業訓練を国家的な規制と「奨励」策のもとに行なうとするとところにねらいがあった。このねらいは、国家技能検定制度によって補強される。というよりも、国家技能検定制度——技能士のタイトルを刺激剤

に使用して、企業内職業訓練の推進をはかりたい、というのが当局者の考え方であった。その後、職業訓練法施行の過程では、さらに進んで、技能検定が自己目的化する傾向、あるいは労務管理の手段となる弊害について、労働組合の立場から非難されてきている。^{*1}

*1 拙稿「職業訓練と労働運動」(『社会労働研究』第二巻第一号)参照。

【企業内教育をめぐる労資の対立】 職業訓練法制定の前後から、いわゆる技術革新に対応するため、各企業とも従業員の「能力開発」を積極的に推進するようになってきた。それは、能力主義に基づく管理、特に企業内教育の重要性が、いちだんと増大してきたことを意味する。

各企業が、企業内教育で重点をおいてきたのは、一九六〇年ごろまでは現場監督者に対してであった(野間教育研究所「企業内教育の動向調査」)。すでに一九五一年秋、日経連は企業内教育の推進をはかるため、「監督者訓練諸方式の採用並に調整について」という方針を発表し、TWI、MTP、CCS、TTTの諸方式を詳しく解説して、体系的な産業教育訓練の確立をはかっている。その後、特にTWIはかなりの企業内部に広がり、なかば制度化される状態になってきたが、これに対する労働組合の対応は、批判的宣伝活動の域を出なかった。

ところで、今日では一般労働者に対する企業内職業訓練の問題が中心とみてよいだろう。後期中等教育段階における企業内職業訓練の教科目・時間・施設・設備などをみると、質的には工業高校に比べて遜色のないものが、かなり存在する。

事務部門においても、企業内教育はアメリカの見よう見まねからスタートして、一九六〇年代の前半に主要な企業に定着したとみることができる。そして一九六七年には、たとえば日本電気が「社員自主研修プログラム」を実施しており、「自己啓発」による教育が広がりはじめた。

しかし、企業内職業訓練や教育に対する資本の立場は、装置工業部門・大量生産部門・事務部門などで具体的な違いがあるにしても、全体としていえば、労働組合の運動と本質的に対立せざるをえない性質をもっている。

第一に、資本は、当面の営利目的に必要なかぎり、特定の労働者にだけ、職業訓練を行なおうとしているのである。そのうえ、資本は企業内教育制度を利用して、「自社型」の人づくりを行なう。第二回職業教育研究集会における討論のまとめが述べているところによれば、現在の職業訓練は、「労働者にたいする分裂支配と直接にむすびついている。大企業のおこなう高度の職業訓練から、雇用促進事業団構想にもとづく失業対策の一手段としての短期訓練にいたるまで、それらが総じて、資本家的生産性向上の推進、労資協調・労働組合無用論のヒューマン・リレーション、思想教育の浸透、技能訓練の官僚統制と企業内訓練の保護、労働者雇用制度の合理化と低賃金の固定化などをはかるものである」と。

第二に、企業内職業訓練は、必ずしも労働者が技術の急速な進歩と主体的に対応できるようにすることを保障しているとはいえない。第三回日本青年労働者研究集会における討論のまとめは、「資本家的職業訓練は、労働者を△片輪▽にするものであり、そこで習得された技能は、その企業の外では役だたないものである」と警告した。

第三に、職業訓練法は、職業訓練が、「学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行なわれなければならない」と規定しているけれども、日経連は、この法律がまだ制定されていなかった一九五六年ごろから、企業内職業訓練と高校教育との連携を強める方針をうちだしてきた。そして、「二重学習の弊害を除く」ことを理由とする連携措置（企業内訓練における学習の一部を高校の単位として認定する）は、一九六一年に学校教育法の一部改正として実現したが、さらに中央教育審議会の「後期中等教育のあり方について」の中間報告（一九六六年）が総括的に主張しているとおり、企業内職業訓練を「後期中等教育の多様化」の中へ組み込む動きが強まってくるものと思われる。^{*1}

*1 日本教職員組合『中等教育問題の視点』第一〇号（一九六八年五月刊）参照。なお、一九六七年以来、総評教宣局から『労働者教育に関

する資料集」がすでに二冊刊行されており、有益である。

【企業内職業訓練との取り組みの困難性】 わが国では、職業訓練に対する要求が労働組合の大衆的な行動を基礎とした運動に発展していくが、その大きな原因として、クラフト・ユニオンの伝統をほとんどたないことだけでなく、それぞれの労働組合の職業訓練に対する関心がせいぜいその企業内にしか向けられていない、という現状がある。そして、この弱点を、わが国の労働組合の企業別従業員組織という形態が、いっそう促進している。特に、ほとんどの企業で、養成工が労働組合へ組織されぬまま放置され、あるいは労働組合への加入が拒否されていることは、企業内資格試験に対する態度が多くの場合に不明確な問題とならんで、重大な欠陥である。

職業訓練の問題が、わが国においても、労働組合運動として、ある程度取り上げられるようになった直接の契機は、一九五八年の職業訓練法制定であったが、それ以前には労働組合としての活動が皆無だったわけではない。第一に、建設産業の労働組合が、みずから大工・左官などの職種に対する徒弟教育を行なってきた。第二に、一九五七年以来、在日アメリカ軍の基地で働く日本人労働者の大量解雇が開始され、それに伴って失業者に対する再訓練の要求が組織された。第三に、いくつかの労働組合は、企業内職業訓練の問題を取り上げ、労働協約を締結してきた。第四に、学校の教師が、教職員組合による教育研究活動の中で、職業訓練と学校教育の関連に注目してきた。しかし、これらはいずれも、企業別労働組合としての特殊なケースであったり、運動が企業内に閉じこめられていたり、あるいは、まだ観念的な論争の範囲を出にくい、といった弱点をもっていた。一般に、わが国の労働組合は、賃金要求について多くの経験を積み、賃金は資本家からいただくものという観念を打破してきたのに比べると、技術・技能は資本家が授けてくれるものという観念をぬぐいきることができず、職業訓練の要求が、まだ労働組合自身の問題となりにくいのである。

しかも、観念としては、職業訓練を労働者の権利として要求すべきだということを理解したとしても、現実の労働組合

運動の中で考えてみると、第一に、それは資本主義的合理化の遂行を手助けする結果になるのではないか、第二に、それは大量解雇に対処するうえで逆効果なのではないか、第三に、それは中高年齢者の配置転換や失業の不安をいっそう大きくするのではないか、第四に、それは大企業による熟練工引き抜きをかねて激しくするのではないか、などの疑問が残らざるをえないという、実際の状況もある。

【企業内職業訓練に対する基本方針】 このような状況のもとで、第二回職業教育研究集会では、企業内職業訓練の問題が、わが国の労働組合運動の中で、はじめて根本的に討論された。この研究集会における討論のまとめは、企業内職業訓練の問題を、次のように要約している。

まず、「職業技術教育の管理・運営に労働組合が参加すること」の意義を強調し、そのため、「労働協約のなかで、職業技術教育に関する労働者の権利について明文化すること」、「教育計画（教育内容、教師の選考、教科書の採択、施設・設備など）について、組合員の要求にもとづいてかちとっていくこと」、「養成期間中の労働者はすべて組合員にし、身分と労働条件について正当な保障をさせること」、「職業技術教育に精神教育をもちこませないこと」、「安全教育を重視させること」を指摘した。

次に、「配置転換教育・再教育について」という項目を特に設け、「合理化による配転計画は、事前協議で明示させること」、「配転教育・再教育によって、労働条件が低下することを阻止し、労働条件の向上を要求すること」を指摘した。

さらに、「女子労働者の職業技術教育の拡充・強化については」、「女子の職業技術教育を『女性的』といわれる職業に限定することなく、男子と平等な機会をあたえ、教育・訓練終了者には、賃金・労働条件を女子というだけで差別することのないよう、労働協約に明文化すること」を指摘した。

以上のような第二回職業教育研究集会における討論のまとめは、「企業内職業訓練の廃止」という展望を掲げつつ、企

業内職業訓練に対する労働組合の当面の課題を、ほぼ完全に含んでいる。しかし、第三回日本青年労働者研究集会で、職業訓練問題を扱った分科会における討論のまとめは、次のような諸点で、いっそう充実したものとなった。

第一に、当面の具体的な要求の中で、「養成期間中の労働者はすべて組合員とし、労働組合は、その身分と労働条件を正事に保証させる」という要求を、最重点に扱っていること。第二に、企業内職業訓練の内容について、「基礎学科を重視させ、均衡のとれた教科編成をおこなわせる」べきだと主張していること。第三に、「企業内職業訓練と学校教育との連携」の問題を取り上げ、「資本家による公教育の支配をおこなわせない」よう要求していること。第四に、「すべての青年労働者が教育を受ける権利を確立すること」と関連して、「通学の権利を保証し、青年労働者の定時制高校・夜間大学通学の便をはかり、それを理由として賃金カットをしない」ように、また、「就職後に取得した高校・大学卒業資格を企業内で学歴として認める」ように、運動の第一歩を方向づけていること。

【公共職業訓練と労働組合】なお、公共職業訓練の実態と課題とが、労働組合運動の中で具体的に明らかにされるようになったのは、一九五九年に全国総合職業訓練所職員組合が結成され、翌年開かれた総評と中立労連の共催による第一回職業教育研究集会に、全総訓が参加して以来のことである。

全総訓は、特に第二回職業教育研究集会において、①官僚的で訓練を知らぬ管理者、②施設整備率二〇%のもとで行なわれる精神教育、③労働強化と低賃金の指導員、④訓練より営利を重点にした教程、⑤中高年齢者に特に悪い就職状況など、公共職業訓練が当面する問題点を提起し、また総合職業訓練所の公共性が侵されている実相を示した。さらに、総評と中立労連のこの分野での活動が、一九六二年の第三回職業技術教育研究集会以後、事実上中絶してしまった情勢の中で、全総訓は、一九六六年に、単独で職業技術教育全国研究集会を開き、「訓練の諸費用を全額国家で負担する原則の確立」、「希望者の全員入所」、「訓練期間の延長」、「安全の確保と災害の保障」、「設備・機械の充実」、「訓練と資格」などの

テーマについて討議した。^{*1}

(田沼 肇)

^{*1} 全総訓「転職訓練に関する申し入れ」(一九六六年一〇月一四日付、労働大臣あて。本稿縮切後、全総訓は一九六八年九月に第二回職業技術教育全国研究会を開いた。

執筆者略歴（五十音順）

- い 飯 坂 良 明 1926年生 東京大学法学部政治学科卒 政治学・政治思想専攻 学習院大学教授
『権力への抵抗』（教文館）『現代社会を見る眼』（日本放送出版協会）
- う 氏 原 正 治 郎 1920年生 東京大学経済学部経済学科卒 労働問題・社会調査専攻 東京大学教
授 『日本の労使関係』共著『労働市場の研究』（東京大学出版会）
- か 籠 山 京 1910年生 慶応義塾大学医学部卒 生活問題専攻 上智大学教授『貧困と人間』
（河出書房）『生活経営学』（光生館）
- さ 関 谷 耕 一 1929年生 東京大学経済学部経済学科卒 社会政策・生活問題専攻 弘前大学教
授 共著『経済と教育』（東洋館）共著『労働市場の研究』（東京大学出版会）
- そ の 園 田 恭 一 1932年生 東京大学大学院社会科学研究所卒 地域社会学・保健社会学専攻 東
京大学助教授 『地域社会論』（日本評論社）共著『現代日本の社会学』（時潮社）
「地域社会と共同社会」（社会学評論）
- た か 高 山 武 志 1926年生 北海道大学教育学部教育学科卒 教育社会学・社会調査専攻 北海
道大学助教授『学力と地域差』（教育社会学研究）
- た 田 沼 肇 1926年生 東京大学経済学部商学科卒 社会政策専攻 法政大学教授『現代の中
間階級』（大月書店）『安保条約と日本の大衆運動』（汐文社）
- な が 長 尾 十三二 1924年生 東京文理科大学教育学科卒 西洋教育史専攻 立教大学教授『近代ヨ
ーロッパの教育と政治』訳書『市民社会の教育』『エミール』（明治図書）
- は ら 原 正 敏 1923年生 東京大学工学部造兵学科卒 図学・技術教育専攻 北海道大学教授
共編『日本科学技術史大系』第8・9・10巻（第一法規）『図学』（産業図書）
- ふ く 福 田 徹 一 1923年生 東京大学法学部政治学科卒 政治学史専攻 東京大学教授『近代政治
原理成立史序説』『現代政治と民主主義の原理』（岩波書店）『近代の政治思想』
（岩波新書）
- ふ じ 藤 岡 貞 彦 1935年生 東京大学大学院教育学研究科卒 社会教育学専攻 一橋大学助教授
共著『講座現代民主主義教育』第1巻（青木書店）『公害と教育』（明治図書）
- まつ 松 田 智 雄 1911年生 東京大学文学部西洋史学科・経済学部経済学科卒 文化史・経済史専
攻 東京大学教授『ドイツ資本主義の基礎研究』（岩波書店）『近代の史的構造論』
（ベリカン書房）
- みや 宮 坂 広 作 1931年生 東京大学教養学部教養学科卒 社会教育・青年教育専攻 東京大学助
教授 共著『現代の社会教育』『近代日本社会教育史の研究』（法政大学出版）
- よし 吉 田 昇 1916年生 東京大学文学部教育学科卒 教育学専攻 お茶の水女子大学教授『教
育方法論』（朝倉書店）『現代学習指導論』『生きて働く学力』（明治図書）

教育学全集 増補版 14 教育と社会

1968年12月10日 初版第一刷発行©

Printed in Japan

1976年9月1日 増補版第一刷発行

発行者 相 賀 徹 夫

発行所 郵便番号 東京都千代田区一ツ橋 2-3-1 株式会社 小 学 館
101

造本には、じゅうぶん注意しておりますが、万一、落丁、乱丁などの不良品がありましたら、おとりかえいたします。



1500円

0337-824014-3068